

平成29年度看護実務者研修実施要領

1 目的

介護施設等の現場において、実際に保健医療サービス及び福祉サービスを提供している看護職員を対象に、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うために必要な実践的な知識・技術を修得することを目的とする。

2 実施主体

研修の実施主体は群馬県とする

3 受講対象

下記施設に勤務する看護職員

〈対象施設〉

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

4 研修日程

研修1日目 : 平成29年11月21日(火)

研修2日目 : 平成29年11月24日(金)

5 研修会場

ぐんま男女共同参画センター 4階大研修室(予定)

6 定員

60名

7 申込期間

平成29年8月21日(月)～9月20日(水)